

平成16年12月 検定試験

〔No.29〕 振動・騒音に関する記述として、**不適切なものは**次のうちどれか。

- (1) 自動車の振動は剛体振動と弾性振動とから成り立っており、剛体振動の例としては、自動車のばね上振動が該当し、弾性振動の例としては、エキゾースト・パイプの曲げ振動が該当する。
- (2) 振動・騒音分析器で、自動車の振動を定量的に把握する場合は、振動計モードにして測定を行う。自動車整備の場合には、振動速度の測定を行うことが多い。
- (3) 95 d B(デシベル)の警音器を2つ取付け、同時に作動させた時の音圧は、98 d Bになる。
- (4) マイクロホンで、ある騒音を測定する場合、測定対象の音を止めたときと、止めないときの差が10 d B以上あれば、暗騒音(ある騒音を測定するとき、その騒音以外の周りの音)の影響はほとんど無視してよい。